

再生可能エネルギー固定価格買取制度における
平成26年度新規参入者向け調達価格
(意見募集の概要)

平成26年3月10日
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

1. 平成26年度新規参入者向け調達価格【調達価格及び調達期間を定める告示¹の改正】

調達価格等算定委員会の「平成26年度調達価格及び調達期間に関する意見」(別添)を尊重し、平成26年度新規参入者に適用される調達価格及び調達期間について、太陽光発電については調達価格を以下の通り変更し(調達期間は据え置き)、風力発電及び中小水力発電に新たな区分を設けて調達価格及び調達期間を新設し、その他の各区分については平成25年度の調達価格及び調達期間を据え置くこととします。

太陽光発電

(10kW未満)

調達価格 1キロワット時当たり37円(消費税及び地方消費税の額に相当する金額を含む)

(10kW以上)

調達価格 1キロワット時当たり32円に消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額

洋上風力発電²

調達価格 1キロワット時当たり36円に消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額

調達期間 20年

既設導水路活用中小水力³

(200kW未満)

調達価格 1キロワット時当たり25円に消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額

調達期間 20年

¹ 平成24年経済産業省告示第139号

² 建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶等によるアクセスを必要とするもの

³ 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの

(200kW以上 1,000kW未満)

調達価格 1キロワット時当たり21円に消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額

調達期間 20年

(1,000kW以上 30,000kW未満)

調達価格 1キロワット時当たり14円に消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額

調達期間 20年

2. 施行期日

平成26年4月1日から適用します。

以上